

第2回富士吉田市宿泊税導入検討審議会

富士吉田市

目次

1 宿泊税の課税要件について

(1)税について ……1～2

(2)検討における課税要件 ……3

(3)課税要件の検討

1 財源需要の有無 ……4

2 税以外の方法の検討 ……4

3 納税義務者・課税客体・課税標準 ……5～7

4 徴収方法 ……8～10

5 申告・納入期限 ……8～10

(4)その他の検討 ……16～17

6 税額 ……11～13

7 免税点 ……11～13

8 課税免除 ……14

【参考】R7年新規総務省同意済自治体 ……15

1 宿泊税の課税要件について

1－(1) 税について

法定外税の新設における指針

1 普通税と目的税

(1) 普通税・・・その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。

(2) 目的税・・・特定の費用のために課される税。

2 課税自主権について

(1) 地方税財源の充実確保についての提言(H13.6.14地方分権推進委員会最終報告)から

地方税源の充実・確保のためには、法定税の充実を図るとともに、自主課税の努力が必要である。この自主課税については、法定外税のほか、超過課税などの活用についても幅広く検討していくべきである。

(2) あるべき税制の構築に向けた基本方針(H14.6政府税制調査会)から

課税自主権を活用し、地方自ら財源確保を図ることは地方分権の観点から望ましい。ただし、その場合には公平・中立などの税の原則により納税義務者や課税標準などについて十分な検討が行われることが望ましく、住民に正面から向き合い自らの責任と負担で施策を進める姿勢が求められる。

○地方税法第731条第2項

道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

○同法第733条

総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

1－(1) 税について

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る処理基準及び留意事項等について(抜粋)

○第1～第4(略)

○第5法定外税の検討に際しての留意事項

1 地方税法に定める非課税規定について

地方税法においては、**法定外税に係る非課税の範囲**が以下のとおり定められているので、これらとの関係に十分留意するものとする。

- (1) 当該地方公共団体外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入
- (2) 当該地方公共団体外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入
- (3) 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に起因して受ける給付で政令で定めるもの(労働基準法又は船員法の規定によって給付を受ける災害補償)

2その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たっては、**税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われること**が重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、**法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないか**などについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、**その税収を確保できる財源があること、その税収を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと**等のほか、**徴収方法、課税を行う期間**等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済政策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明が必要であること。
特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。(以下略)

1－(2) 検討における課税要件

総務省留意事項を踏まえて検討した 宿泊税の課税要件まとめ

要 件	検 討 内 容
・ 税の徴収により推進すべき施策があるかどうか。	1 財源とすべき需要(施策)があるかどうか。
・ そもそも税を手段とすることがふさわしいものであるか。	2 税以外に財源の確保ができる方法がないか。
・ 財源需要に基づき、課税すべき対象(行動)は何か。 ・ 課税対象となる観光行動は何か。	3 誰のどの行動に対して課税するか (納税義務者・課税客体・課税標準)
・ どのように徴収するか(徴収方法が簡素であるかどうか)	4 徴収方法 5 申告・納入期限
・ いくら徴収すべきか	6 税額(税率)
・ 公平・中立・簡素など、税の原則に反することはないか。	7 免税点
・ 課税を免除すべき対象の有無	8 課税免除

上記要件について庁内で検討した結果、富士吉田市は法定外目的税として宿泊税の導入を提案します。

1－(3) 課税要件の検討

1 財源の需要はあるか？

検討結果 = ある(観光施策)

2 税以外に財源の確保ができる方法がないか。

検討結果 = 法定外目的税が財源の確保に最も適当

理由＝下表のとおり

検討した方法	内 容	事 例	受益と負担
法定外目的税	地方団体の特殊事情を勘案して、当該地方団体が設けることができる。(総務大臣同意が必要)	・宿泊税(東京都他) ・遊漁税(富士河口湖町)	・観光施策のための目的税とした場合に、対象者を設定することで受益者負担を明確にできる。 ・普通税とした場合は、受益者負担の説明が難しい。
超過課税	地方団体が課税する場合、財政上必要がある場合に、標準税率を超えた税率で課税できる制度	個人住民税の超過課税等	観光施策について、既存の税に超過課税することは受益者として市民を選択することとになるため、理解を得にくい。
分担金 負担金	地方団体が行う特定の事業により、特に利益を受けるものから、その事業に要する経費に充てるため、受益の限度の範囲で徴収することができるもの	保育所入所者保護者負担金(保育料)	観光に係る事業の受益者を特定することが困難
使用料	行政財産の使用または公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの	・施設入場料 ・施設使用料	施設利用の反対給付として徴収することから、特定の(公共)施設の使用に対して使用料の徴収は可能。ただし、使用料の用途が限定されるため、広く観光の事業を展開する場合には不向き。
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用の対価として徴収するもの	・各種証明手数料 ・ごみ処理手数料	役務の対価として徴収することから、観光に対する手数料が見当たらない。

1－(3) 課税要件の検討

3 誰のどの行動に対して課税するか（納税義務者・課税客体・課税標準）

検討結果＝納税義務者→観光客(宿泊客)

課税客体→宿泊行為

課税標準→宿泊数

に対して課税することが妥当

理由1＝観光客は富士吉田市の観光施策の受益を受けており、一定の負担を求めることに合理性がある。

理由2＝課税対象者を把握するために、下表のとおり観光行動を検証した結果、宿泊が最も把握しやすい。

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉	事業者等の負担、徴税コスト等
<u>宿 泊</u>	ホテル・旅館等への宿泊行為	比較的容易(宿泊台帳等)	他の観光行動に比べ、捕捉しやすいことから、事業者への負担が比較的少ない。
入 市	富士吉田市への来市	ほぼ不可能	入市の把握には時間と莫大なコスト
交通機関	交通機関の利用	観光客とそれ以外の方(市民等)の区別が困難 自家用車で来市した場合の補足は、ほぼ不可能	交通事業者の対象者把握に大きな負担
飲 食	飲食店の飲食行為	市民の日常利用と観光客の方との区別が困難	対象者把握は事業者に大きな負担
お土産購入	土産品の購入		

1－(3) 課税要件の検討

先行導入自治体の状況1

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町
施行日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1
課税客体	都内に所在する ホテル・旅館 への <u>宿泊行為</u>	府内に所在する ホテル・旅館・簡易宿所 ・民泊・特区民泊 への <u>宿泊行為</u>	市内に所在する ホテル・旅館・簡易宿所 ・民泊 への <u>宿泊行為</u>	市内に所在する ホテル・旅館・簡易宿所 ・民泊 への <u>宿泊行為</u>	町内に所在する ホテル・旅館・簡易宿所 ・民泊 への <u>宿泊行為</u>
課税標準	上記施設への <u>宿泊数</u>				
納税義務者	上記施設への <u>宿泊者</u>				

1－(3) 課税要件の検討

先行導入自治体の状況2

課税団体	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	熱海市
施行日	R2.4.1.	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1	R7.4.1
課税客体	県内に所在する ホテル・旅館・簡易宿所 ・民泊・特区民泊 への <u>宿泊行為</u>	市内に所在する ホテル・旅館・簡易宿所 ・民泊 への <u>宿泊行為</u>	市内に所在する ホテル・旅館・簡易宿所 ・民泊・特区民泊 への <u>宿泊行為</u>	市内に所在する ホテル・旅館・簡易宿所 ・民泊 への <u>宿泊行為</u>	市内に所在する ホテル・旅館・簡易宿所 ・民泊 への <u>宿泊行為</u>
課税標準	上記施設への <u>宿泊数</u>				
納税義務者	上記施設への <u>宿泊者</u>				

1－(3) 課税要件の検討

4 徴収方法

検討結果＝下表のとおり、**特別徴収**が妥当

理由＝宿泊客全員に直接納税いただくことは難しい。

5 申告・納入期限

検討結果＝先行市町村と同様に、毎月月末までに前月の初日から末日までの分を納入

理由＝先行導入自治体を参考に、同様の納入方法とした。※入湯税も同一の納入方法

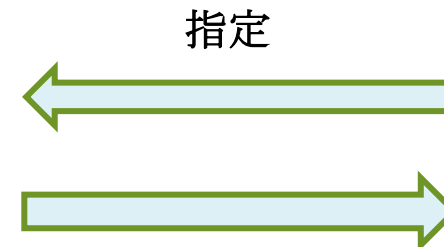
納税義務者＝**宿泊(観光)客**

特別徴収義務者＝宿泊事業者

- ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者
- ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者
- ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
例：旅館・ホテル・ゲストハウス・民泊等



徴収：宿泊費+**宿泊税**



申告・納税



1－(3) 課税要件の検討

先行導入自治体の状況1

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町
施行日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1
特別徴収義務者	<u>・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者</u> <u>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</u>	<u>・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者</u> <u>・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者</u> <u>・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者</u> <u>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</u>	<u>・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者</u> <u>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</u>	<u>・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者</u> <u>・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者</u> <u>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</u>	<u>・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者</u> <u>・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者</u> <u>・宿泊税の徴収について便宜を有する者</u>
徴収方法	<u>・特別徴収</u>（義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市に納入する。）				
申告・納入期限	毎月末日までに前月分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入が可能。				

1－(3) 課税要件の検討

先行導入自治体の状況2

課税団体	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	熱海市
施行日	R2.4.1.	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1	R7.4.1
特別徴収義務者	・<u>宿泊施設の経営者（旅館・ホテル等及び民泊）</u> ・<u>宿泊税の徴収について便宜を有する者</u>	・<u>旅館業または住宅宿泊事業の経営者</u> ・<u>宿泊税の徴収について便宜を有する者</u>	・<u>旅館業法第3条第1項の許可を受けた者</u> ・<u>国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者</u> ・<u>住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者</u> ・<u>宿泊税の徴収について便宜を有する者</u>	・<u>旅館業または住宅宿泊事業の経営者</u> ・<u>宿泊税の徴収について便宜を有する者</u>	・<u>旅館業法第3条第1項の許可を受けた者</u> ・<u>住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者</u> ・<u>宿泊税の徴収について便宜を有する者</u>
徴収方法	・<u>特別徴収</u>（義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市に納入する。）				
申告・納入期限	毎月末日までに前月分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入が可能。				

1－(3) 課税要件の検討

6 税額(税率)
7 免税点の検討

検討結果＝下表先行自治体の例を参考に3案を検討した。

課税団体		東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	熱海市
税率	課税客体	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料	1人1泊または 1部屋の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料
	定額or税率	定額	定額	定額	定額	定率(2%)	定額	定額	定額	定額	定額
免税点		1万円	7千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
税額	～7千円未満	非課税	非課税	200円	200円	5千円の場合 100円	200円 ※福岡市・北九州市→50円 宿泊税を課す その他の市町村→100円	150円	150円	100円	200円
	7千円 ～1万円未満	非課税	100円	200円	200円	7千円の場合 140円	200円 ※同上	150円	150円	100円	200円
	1万円 ～1.5万円未満	100円	100円	200円	200円	1万円の場合 200円	200円 ※同上	150円	150円	200円	200円
	1.5万円 ～2万円未満	200円	200円	200円	200円	1.5万円の場合 300円	200円 ※同上	150円	150円	200円	200円
	2万円 ～5万円未満	200円	300円	500円	500円	2万円の場合 400円	200円 ※同上	450円	150円	500円	200円
	5万円～	200円	300円	1,000円	500円	5万円の場合 1,000円	200円 ※同上	450円	150円	500円	200円
	税収	27億円 (R1決算)	10.6億円 (R4決算)	30億円 (R4決算)	7.9億円 (R4決算)	2.5億円 (R4決算)	19億円 (R4決算)	18億円 (R4決算)	3.3億円 (R4決算)	3億円 (R5見込み)	未実施

1－(3) 課税要件の検討

税額・免税点の検討(2)

案	税率	税収(試算)	メリット	デメリット
案1	1人1泊について、 一律100円	6,850万円	税率構造が分かりやすく、特別徴収義務者の負担が比較的小さい。	担税力の観点から、宿泊料の大小で観光客の税に対する負担感が異なる。
案2	1人1泊について、 一律200円	1億3,670万円	税率構造が分かりやすく、特別徴収義務者の負担が比較的小さい。	担税力の観点から、宿泊料の大小で観光客の税に対する負担感が異なる。
案3	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 500円	2億2,200万円	宿泊料金に応じた税率とすることで、担税力に応じた公平な賦課徴収となる。	税率構造が分かりにくく、特別徴収義務者の負担が大きい。

1－(3) 課税要件の検討

税額・免税点の検討(3)

案2を先行市町村と比較した。

課税団体		東京都	大阪府	京都市	金沢市	富士吉田市(案)	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市	熱海市
税率	課税客体	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料	1人1泊の 宿泊料
	定額or税率	定額	定額	定額	定額	定額	※定額	定額	定額	定額	定額
免税点		1万円	7千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
税額	～7千円未満	非課税	非課税	200円	200円	200円	200円 ※福岡市・北九州市→50円 宿泊税を課す その他の市町村→100円	150円	150円	100円	200円
	7千円 ～1万円未満	非課税	100円	200円	200円	200円	200円 ※同上	150円	150円	100円	200円
	1万円 ～1.5万円未満	100円	100円	200円	200円	200円	200円 ※同上	150円	150円	200円	200円
	1.5万円 ～2万円未満	200円	200円	200円	200円	200円	200円 ※同上	150円	150円	200円	200円
	2万円 ～5万円未満	200円	300円	500円	500円	200円	200円 ※同上	450円	150円	500円	200円
	5万円～	200円	300円	1,000円	500円	200円	200円 ※同上	450円	150円	500円	200円
	税收	27億円 (R1決算)	10.6億円 (R4決算)	30億円 (R4決算)	7.9億円 (R4決算)	1.4億円 (概算)	19億円 (R4決算)	18億円 (R4決算)	3.3億円 (R4決算)	3億円 (R5見込み)	未実施

1－(3) 課税要件の検討

8 課税免除の検討

検討結果 ＝ **修学旅行生(※)は課税免除とする。**

※学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者

理由 ＝ 近隣市町村の状況にもよるが、他市町村が課税免除とした場合、宿泊客が減少する可能性があるため

(参考) 課税免除を設定している自治体

- ・京都市 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者
- ・倶知安町 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者
倶知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒または学生
- ・長崎市 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者
- ・熱海市 12歳未満の者
学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者

1－(3) 課税要件の検討

【参考】 R7年新規総務省同意自治体

	札幌市	小樽市	釧路市	北見市	網走市	宮城県	仙台市	高山市	下呂市	松江市	広島県
課税客体	・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 ・(宮城県のみ) 国家戦略特別区域法に規定する認定住宅(特区民泊)に係る施設										
税率	5万円未満 →200円 5万円以上 →500円	200円	200円	200円	200円	仙台市 →100円 それ以外 →300円	200円	1万円未満 →100円 1万円～3万円 →200円 それ以上 →300円	5千円未満 →100円 それ以上 →200円	200円	200円
課税免除	修学旅行 認定こども園、保育所等の行事の参加者					6,000円未満の宿泊 修学旅行 認定こども園、保育所 等の行事参加者		12歳未満 修学旅行	12歳未満 修学旅行 その他市 長が認め るもの	5,000円未 満の宿泊 修学旅行	6,000円未 満の宿泊 修学旅行
収入見込み	約27.3億円	約2.2億円	約3.0億円	約1.4億円	約7千万円	約12.5億円	約10.2億円	約4億円	約2億円	約3.3億円	約23億円
施行(予定)	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R8.4.1	R7年秋以降	R7.11	R7.10.1	R7.10.1	R7.12以降	R8.4.1

1－(4) その他

その他検討した事項

検討事項	これまでの検討内容(進捗等)	今後検討すべき内容
その他1 特別徴収交付金について	・ 宿泊事業者に新たに徴収に係る労力やシステム等の回収に係る経費に対して交付すべきか。	・ 制度を導入すべきか。
その他2 近隣北麓町村との調整	・ 近隣市町村と、制度に関して情報共有を行う中で、歩調を合わせられる点について検討する必要がある。	・ 近隣各町村との情報共有
その他3 罰則規定	・ 地方税法第733条の5 法定外目的税に係る検査拒否等に関する罪について、本市調査等を拒否した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される規定が適用される。	・ 条例への落とし込み
その他4 見直し期間	・ 先行自治体は概ね5年に一度見直しを図ることとしている。導入初期であることから、5年に一度見直すこととし、施行後何らかの問題が生じてしまう場合は随時見直しを検討する。	

1－(4) 特別徴収交付金等について

宿泊税の特別徴収にあっては、宿泊事業者に新たに徴収に係る労力やシステム等の改修に係る経費が発生することから、導入先行自治体では、納入金額に応じた交付金等を交付している。

検討結果 ＝ ・富士吉田市 納期内に納付された金額の2.5%～3.0%（交付上限100万円）
（導入後5年間は特例措置として＋0.5%）

年間徴税費用概算 案1＝170万円 案2＝340万円 案3＝550万円

（参考）特別徴収交付金を交付している自治体とその率

- ・東京都 納付された金額の2.5%（交付上限100万円）
- ・大阪府 納付された金額の1.5%～3%（交付上限100万円） ※納期内完納状況により設定。
- ・京都市 納付された金額の2.5%（交付上限200万円）
- ・金沢市 納期内納付額の 2.5%（交付上限100万円）
- ・倶知安町 納付された金額の1.0%～2.5%（交付上限100万円） ※納期内完納状況により設定。
- ・福岡県、福岡市、北九州市 納期内納付額の 2.5%（交付上限200万円）